

「平成29年度国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告」について（概要）

平成30年9月
内閣人事局

1 趣旨

国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）第4条の規定により、内閣は、毎年、国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策について、国会に報告しなければならないこととされている。

今般、平成29年度の国家公務員の倫理の保持に関する状況等について、国家公務員倫理法第4条の規定に基づき、国会に報告を行うものである。

2 報告の概要

（1）各種報告書の提出件数

倫理法により提出が義務付けられている各種報告書の提出件数

○贈与等報告書・・・22,353件

○株取引等報告書・・・56件

○所得等報告書・・・1,340件

（2）倫理監督官への届出等の状況

飲食の届出及び講演等の承認の件数

○利害関係者との飲食の届出・・・254件

○利害関係者の依頼に応じた講演等の承認・・・46件

（3）懲戒処分等の状況

平成29年度中に倫理法令違反行為に対して任命権者による懲戒処分が行われた事案

○懲戒処分・・・9件（14名）

(4) 政令等の制定又は改廃の状況

- 各省各庁の職員の職務に係る倫理に関する訓令の制定
・・・1件（個人情報保護委員会）

(5) 倫理法等の適正な運用の確保等のための施策及び体制の整備

- DVD研修教材「国家公務員の倫理の基本」の配布
- 「国家公務員倫理週間」の実施（12月1日～12月7日）
- 各府省等における研修等の実施